

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	置換工 鋼矢板転用計画	設計図(275/277)の置換工 鋼矢板転用計画(参考)によると、鋼矢板は転用することになっていますが、転用の際必要となる横持、仮置、荷捌き等の費用は、単価項目の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書21-9-5に示すとおり、特殊掘削A1、特殊掘削A2の施工に必要な費用に含まれるものとお考えください。
2	置換工 鋼矢板転用計画	設計図(233/277)の構造物掘削 鋼矢板転用計画(参考)によると、鋼矢板は転用することになっていますが、転用の際必要となる横持、仮置、荷捌き等の費用は、単価項目の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	共通仕様書2-8-11に示すとおり、構造物掘削の施工に必要な費用に含まれるものとお考えください。
3	作業ヤード整備工 B型バリケード	特記仕様書21-9-2に示すB型バリケードについて、単管パイプ等の使用材料数量が確認できる図面がありません。ご教示願います。	B型バリケードの仕様についての指定はありませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	水田の泥の処理等	工事エリアのほとんどが水田であり、作業ヤード整備にあたり、泥の掘削、運搬、処分等が発生した場合は、別途協議事項と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
5	基面整備	工事エリアのほとんどが水田であり、作業ヤード整備にあたり、基面整備が発生した場合は、別途協議事項と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
6	置換工鋼矢板クレーン設置地盤	置換工の鋼矢板施工時のクレーンの設置に伴い、地耐力確認後、転倒防止対策が必要となった場合は、別途協議事項と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
7	作業ヤード整備工(敷鉄板)	特記仕様書21-9-2に示す敷鉄板のリース期間26ヶ月から判断して、置換工開始と同時に設置することになっていますが、置換工の鋼矢板工の施工手順から判断して、転用が数回必要と思われる。転用回数についてご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
8	構造物掘削(埋戻し材)	構造物掘削における埋戻し材は、数量計算書には、「C=1.00 土量変化率(置き換え土)」となっています。置き換え材C-40 (C=1.0)を使用すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	構造物掘削における埋戻し材については、特記仕様書21-2-1に示すとおりです。
9	構造物掘削(埋戻し材)	構造物掘削における埋戻し材は、近傍に仮置きするスペースがないと判断いたしますが、別途仮置き場への運搬が必要となった場合は、別途協議と考えるよろしいでしょうか。ご教示願います。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
10	構造物掘削(掘削余剰土)	特記仕様書21-2-1に示す構造物掘削における掘削余剰土は、大栄ジャンクション南工事盛土場への運搬となっていますが、掘削余剰土とは、置換え土(C-40)と土砂の両方でしょうか。あるいは、土砂のみでしょうか。土砂のみの場合、置換え土(C-40)は近傍に仮置きとなるのでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書21-2-1に示す掘削余剰土とは、置換え土(C-40)と土砂の両方です。
11	置換工(他工事施工分) 鋼矢板損料	設計図(245/277)に示す置換工事施工済区間においては、P7～P12間の構造物掘削時に他工事施工済の鋼矢板を継続使用すると思われます。他工事施工済の鋼矢板の損料は、当工事で発生する場合は、発生日時についてご教示願います。	他工事施工済の鋼矢板の損料については、本工事に含まれていないため、契約締結後に別途協議事項とお考えください。
12	置換工(他工事施工分) 鋼矢板損料	設計図(245/277)に示す置換工事施工済区間においては、P7～P12間の構造物掘削時に他工事施工済の鋼矢板を継続使用すると思われます。他工事施工済の鋼矢板は当工事で引抜を実施した場合の、仮設材の運賃及び整備費等も単価項目の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	他工事施工済の鋼矢板の損料については、本工事に含まれていないため、契約締結後に別途協議事項とお考えください。
13	構造物掘削 特殊部A2 鋼矢板の一部残置	特記仕様書21-2-1に示す構造物掘削特殊部A2において、4)鋼矢板の撤去及び一部残置(切断・処分を含む)とあります。また、摘要には中古品部材について、撤去後の処理方法は、別途監督員と協議して定めるとあります。処分とはスクラップ処理ではなく、単価項目の中に含まれないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認出来次第お知らせいたします。
14	工事用道路の使用制限	特記仕様書16に示す部分使用開始時期によると、P7付近のゲート廻りのP7～P9の引渡し時期が令和5年10月下旬となっています。令和5年10月以降に上部工に引渡し後もPI0～P17の施工は、P7付近のゲートからの工事用資材の搬入が可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えください。

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
15	構造物掘削 油圧圧入引抜据付解体	構造物掘削に含まれる鋼矢板による圧入・引抜において、油圧圧入引抜機の据付解体による費用は、工事着手時に1回、P1～P19の移設時と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
16	置換工 圧入引抜据付解体	置換工に含まれる鋼矢板による圧入・引抜において、圧入引抜機の据付解体による費用は工事着手時に1回、②～⑭ブロックの移設時と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
17	コンクリート 型枠C (A1-3)	設計図(111/277)に示されているP9の横変位拘束壁・段差防止壁において、コンクリート及び型枠が数量計算書には未計上になっていると思われる。ご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認出来次第お知らせいたします。
18	はく落対策工	設計図(234/277～236/277)に示されている、下部工はく落対策工の範囲が俯角75°の影響範囲をすべて含んでいないように思われます。ご教示願います。	設計図 234～236/277に示すとおりです。